

オンライン申請の 使い勝手改善に向けた見直し

平成29年10月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

オンライン申請の使い勝手の改善に向けて（再掲）

- オンライン申請システムは、下記のような点において事業者の負担が重く、たった一回の設立手続きのためにオンライン申請を利用するためのコストがメリットを上回っていると考えられる。
- 会社設立の**手続負担を軽減し、起業を促進する観点からの見直しが必要**。

課題

1. 各手続きに別個にシステムが存在し、個別に手続きしなければならない

- 議題 2 で議論した

2. オンライン申請のための**費用・手間**がかかる（特に初回申請）

3. **書面・面前**手続きが残り、**オンライン**で手続きが完結しない

オンライン申請のコスト（１）

- オンライン申請のためには、申請に必要なソフトウェアのダウンロードや、申請時に必要な電子証明書の準備が事業者求められる。
- また提出書類の本人確認として、書面申請では登記所等に提出された印鑑が求められないに関わらず、オンライン申請では各システム指定の電子証明書が求められるケースが多い。

例) 登記・供託申請オンラインシステムを利用した申請のための手続き概要

利用環境の事前準備

申請書等の作成・送信

手数料の納付・電子公文書の取得

1. 申請用総合ソフトのインストール

- 同ソフトにおいて申請書作成～電子署名付与の一連の作業を実施

2. 申請システム利用のための申請者情報登録

3. 電子署名に必要な電子証明書の取得

→ 原則、利用は商業登記電子証明書に限られる。

取得に必要な作業の概要

- 電子認証制度の専用ソフトウェアのダウンロード
- 会社代表者印を押印した申請書を登記所に書面提出
 - 必要事項を記録した申請ファイルをUSB等に保存して提出、印鑑カードの提示
 - 申請ファイルは専用ソフトウェアにより作成
- 証明期間に応じて手数料を納付（12か月7,900円）
- 専用ソフトウェアにより電子証明書をダウンロード

● **公的機関発行の電子証明書は、劇的な利用拡大を図るため、抜本的な取組み（利用のインセンティブ付与、取得費用・手間の抜本的な削減）が必要ではないか。**

● **書面申請で、いわゆる認め印での押印を認めている（印鑑証明書の添付を求めない）ものは、真正性の要求水準が低いと思われるため、オンライン申請では電子証明書の添付を求めない方法に変更してはどうか。**

オンライン申請のコスト（２）

- さらに、オンライン申請を行うためには詳細なマニュアルに基づいて、手順を進める必要があるが、昨今の民間サービスでは、マニュアルを見なくても、シンプルな手順で操作可能な手続きが一般的になりつつあり、利用者から求められる使い勝手の水準が高まってきている。

民間サービスでは、シンプルな手順で利用者が簡単に操作できるインターフェースを実現。

案内どおりに入力してください、必要書類が自動で作成されます

代表取締役の名前と住所を入力してください

姓 名

姓(カナ) 名(カナ)

郵便番号 都道府県 市区町村
 北海道

市区町村以下

建物名・部屋番号など

生年月日
1985 年 1 月 1 日

出資金
 円

（第1回検討会 freee株式会社提出資料より）

利用者から求められる
サービス水準が
更に高まっている

- ➡ ● 初回申請でも利用しやすいユーザーインターフェースの実現に向け、利用者の声を捉えるための場を設け、そこで受けた意見をシステム改善につなげてはどうか。
- ユーザーインターフェースの改善を民間が取り組めるように、API連携等の開発環境の改善に向けた取組みを強力に進めてはどうか。（議題2の再掲）

オンラインで手続きが完結しない

- 現在、電子定款の認証、会社代表者印の提出、健康保険組合の設立届（一部）については、面前／書面の手続きが求められている。
- また、登記事項証明書については、書面で発行されるため、オンライン申請のためにはこれをイメージデータ化して提出する必要がある。

手続きが一貫してオンラインで完結するよう、本検討会及び行政手続部会においてそれぞれ、オンライン化に向けた議論を進めているところ。

電子定款の認証

会社代表者印の提出

- 電子定款の認証については公証人役場における**面前確認**が、会社代表者印の提出についてはオンライン申請であっても別途**書面提出**が求められている。
- ➡ 同手続きのオンライン化に向けて、**第2回検討会における議論を踏まえて引き続き検討中**。

健康保険組合への設置届の提出（一部）

- 健康保険組合に対する設立届出には、**オンライン申請に対応していない組合**（年間約8,000件）もある（協会けんぽ加入事業所は年金事務所に対する設立届出が健康保険の届出を兼ねる）。
 - またオンライン申請が可能でも、e-Govの受理機関ではないため、**e-Govを通じた申請ができない**。
- ➡ 健康保険組合におけるオンライン申請環境の構築に向けて、**厚生労働省においてe-Govの利用も含めた検討を実施中**（今年度中に結論を得る予定）。

オンライン申請の使い勝手改善に向けた見直し（案）

- 法人設立に関する行政手続負担を軽減し、起業促進とその後の生存率を高める観点から、以下の見直しを検討してはどうか。

オンライン申請の利用者コストの削減

- 電子証明書（公的機関／民間事業者が発行しているもの、個人／法人）の劇的な利用拡大を図るため、
 - 電子証明書の利便性向上のため、証明書を発行する公的機関においては、利用者コストの抜本的な削減（取得・利用手続の合理化、取得費用の削減等）に取り組むべきではないか。
 - あわせて、法人と個人の両方の確認を求める制度もあり、公的個人認証等の個人の電子証明書の活用も含め、より利便性の高い法人の電子証明書のあり方を検討すべきではないか。
 - さらに、電子証明書の利用のインセンティブ向上のため、手続所管省庁においては、電子証明書を使うことによる申請者側のメリット付与（手続省略など）について、規制緩和も視野に取り組むべきではないか。
例> 電子証明書を使った電子定款の面前確認の見直しについては、現在本検討会で議論中
- 書面申請において、印鑑証明書の添付を求めているもの、いわゆる認め印での押印を認めているものについては、真正性の要求水準が低いと思われるため、オンライン申請において電子証明書の添付を求めない方法に変更してはどうか。
- 初回の本人申請でも利用しやすいユーザーインターフェースの実現に向け、利用者の声を捉えるための場を設け、そこで受けた意見をシステム改善につなげてはどうか。
- また、ユーザーインターフェースの改善を民間が取り組めるように、API連携等の開発環境の改善に向けた取組みを強力に進めてはどうか。（後掲）

手続きのオンライン完結 →第2回検討会を受けて継続検討中。登記事項証明書は前述のとおり。